

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

### 1. 改正の趣旨

- 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和 4 年 10 月 28 日閣議決定）を受けて、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく各種助成金等について、制度の見直しや新設を行うもの。対象となるのは以下の助成金等であり、内容の詳細は別紙のとおり。（人材開発分科会関係は下線関係）

1. 労働移動支援助成金
2. 中途採用等支援助成金
3. キャリアアップ助成金
4. 産業雇用安定助成金
5. 特定求職者雇用開発助成金
6. 成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業
7. 人材開発支援助成金

### 2. 根拠法令

雇用保険法第 62 条第 1 項及び第 2 項並びに第 63 条第 2 項

### 3. 施行期日等

公布日 令和 4 年 12 月上旬（予定）

施行期日 公布日（ただし、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース助成金）については、令和 4 年 9 月 1 日に遡及して適用）

## 7. 人材開発支援助成金

## 人への投資促進コースの見直し

- 本コースは、「人への投資」を加速化するため、国民の方からのご提案をもとに、令和4年度から令和6年度までの間、人材開発支援助成金に設けたもの。(雇保則附則第34条)
- このうち定額制訓練及び自発的職業能力開発訓練について、更なる活用促進のため、助成率を引き上げる。

## 【現行制度の概要】

定額制訓練及び自発的職業能力開発訓練に係る経費助成率については、次のとおりである。

	企業規模	経費助成率	
		生産性要件	
定額制訓練	中小企業事業主以外	30%	45%
	中小企業事業主	45%	60%

	経費助成率	
	生産性要件	
自発的職業能力開発訓練	30%	45%

## 【改正後の内容】

定額制訓練及び自発的職業能力開発訓練に係る経費助成率を次のとおりとする。

	企業規模	経費助成率	
		生産性要件	
定額制訓練	中小企業事業主以外	45%	60%
	中小企業事業主	60%	75%

	経費助成率	
	生産性要件	
自発的職業能力開発訓練	45%	60%

- また、1事業所1年度当たりの限度額について、成長分野等人材訓練及び自発的職業能力開発訓練を除き、上限額を1,500万円から2,500万円に引き上げる。ただし、自発的職業能力開発訓練については、上限額を200万円から300万円に引き上げる。

【改正前の内容】	
	1 事業所 1 年度当たりの限度額
人への投資促進コース (成長分野等人材訓練及び自発的職業能力開発 訓練を除く)	1,500 万円
人への投資促進コース (自発的職業能力開発訓練)	200 万円
【改正後の内容】	
	1 事業所 1 年度当たりの限度額
人への投資促進コース (成長分野等人材訓練及び自発的職業能力開発 訓練を除く)	2,500 万円
人への投資促進コース (自発的職業能力開発訓練)	300 万円

#### 事業展開等リスクリング支援コースの新設

- 企業内における新たな事業の創出等の事業展開等に伴い、労働者に必要となるスキルを習得させるための訓練等を行う事業主を支援するため、令和4年度から令和8年度までの間、人材開発支援助成金に新たな助成コース「事業展開等リスクリング支援コース」を設ける。(雇保則附則第35条)

#### 【事業展開等リスクリング支援コースの概要】

##### <対象事業主>

- ・ 人材開発支援助成金（一般訓練コース）に規定する要件の一部を満たした事業主であること
- ・ 新たな事業の創出その他の事業の展開又は将来において成長発展が期待される分野の業務にその雇用する被保険者を従事させることに伴い、当該被保険者に必要な職業訓練等を受講させる事業主であること

##### <対象労働者>

雇用保険法第4条に規定する被保険者

<助成率・助成額>

対象事業主	経費助成率(※1)	賃金助成額(※2) 1人1時間当たり
中小企業事業主以外	60%	480円
中小企業事業主	75%	960円

※1 オーダーメイド型訓練の開発、設定費用及び試験の受験料を含む。

※2 1,200時間(雇保則第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練の場合には1,600時間)を限度とする。

<1人当たりの経費助成限度額>

訓練実施時間数の区分に応じて、次の表のとおり

	10時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
中小企業事業主以外	20万円	25万円	30万円
中小企業事業主	30万円	40万円	50万円

<一事業所当たりの限度額>

一の年度における一事業所の限度額は1億円とする。

# 人材開発支援助成金に係る雇用保険法施行規則の 一部を改正する省令案【概要】

## 概要

- 「人材開発支援助成金」は、事業主が労働者に対して職務に関連する訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。
- 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）を受けて、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく人材開発支援助成金について、制度の見直しやコースの新設を行う。

## 1 人への投資促進コースの見直しについて

### 拡充内容① 助成率の引き上げ

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする訓練や労働者が自発的に行う訓練の助成率を引き上げる。

定額制訓練 サブスク型の研修サービスを活用した訓練を実施した事業主に助成	現行	引き上げ後
	45(30)%	60(45)%

※括弧内は大企業の助成率

### 自発的職業能力開発訓練

労働者の自発的な職業能力開発を支援する事業主に助成

現行	30%
引き上げ後	45%

### 拡充内容② 助成限度額の引き上げ

1事業所1年度あたりの助成限度額を引き上げることにより、事業主による本助成金を活用した訓練の実施を促進する。

現行	引き上げ後
1,500万円	2,500万円

うち自発的訓練 200万円

うち自発的訓練 300万円

## 2 事業展開等リスキリング支援コースの新設について

企業の生産性を向上させ、更なる賃上げを生むという好循環を動かしていくことで、「構造的な賃上げ」の実現を目指すという経済対策を踏まえ、企業が持続的発展をするために、既存事業にとらわれず新たな事業展開等の取組を行い、新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に高率助成とする新コースを、人材開発支援助成金に創設する。

経費助成率	賃金助成額	1事業所1年度あたりの助成限度額
75(60)%	960(480)円	1億円

事業主によるリスキリングを強かに支援するため、現行制度で最も高い助成率（額）としつつ、助成限度額を1億円と高額に設定。

ポイント

※括弧内は大企業の助成率（額）